

2 経営第1735号  
令和2年10月7日

北海道農政部長殿

(ほか46都府県主務部長及び5農業共済組合連合会宛て同趣旨の通知を发出)

農林水産省経営局保険課長  
保険監理官

台風第14号の接近等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底  
及び農業保険の対応について

気象庁発表の台風情報（10月7日5時5分発表）によると、台風第14号は発達しながら8日には強い勢力で大東島地方に接近し、その後進路を次第に北よりへ変え、9日以降は奄美地方から西日本へ接近するおそれがあるとされ、台風の北上や前線の活動が活発になる影響で9日以降は奄美地方や西日本、東日本で大雨となるおそれがあるとのことであり、暴風、大雨等による農作物等への影響が懸念される所です。

こうした状況を踏まえ、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、今般、別添1のとおり「台風第14号の接近等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」（令和2年10月7日付け2生産第1251号及び2政統第1258号農林水産省生産局農業環境対策課長、政策統括官付穀物課長及び地域作物課長通知）が发出されましたので、貴職におかれましては、貴管内の農業共済組合等に対して、機会を捉えて組合員等へ周知するよう指導をお願いします。

園芸施設については、倒壊の危険がある場合は被覆材を除去しておくことや特に切断除去する場合は事前に農業共済組合等に連絡するといった上記技術指導の内容を貴管内の農業共済組合等が、JA等と連携しつつ組合員等に対し周知するよう指導をお願いします。

また、被害が発生した際は、速やかな被害状況の把握、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立並びに収入保険に係るつなぎ融資の周知について、貴管内の農業共済組合等の取組が徹底して行われるよう、貴管内の農業共済組合等に対し、指導をお願いします。

なお、このことに関連し、別添2のとおり、貴県農業共済組合連合会宛て通知したので、御了知願います。